

住宅取得に係る補助金を新設しました！ どうぞご利用ください。

千代田町移住者住宅取得費等補助金

事業期間

平成28年4月1日 から 令和7年3月31日

補助 対象者

- ① 平成28年4月1日以降に本町に転入し、本町の住民基本台帳に記録された方で、かつ、その転入の日から起算して過去5年以内に本町の住民基本台帳に記録されたことのない方。
または、初めて本町に転入し、現在、本町の住民基本台帳に記録されている方で、かつ、本町内の民間賃貸アパートに住所を有している方。
- ② 平成28年4月1日以降に住宅の新築又は住宅の購入（三親等の親族からの購入を除く。）の契約を締結した方
- ③ 新築又は購入の契約締結日に満40歳以下の方
- ④ 新築又は購入した住宅に10年を超えて居住しようとする方
- ⑤ 世帯全員が前住所地の市区町村民税（市区町村民税、固定資産税及び軽自動車税）及び国民健康保険税を滞納していないこと。

【補助金交付例】

住宅の新築、新築住宅の購入

最高 30万円

中古住宅の購入

最高 20万円



中学生以下の扶養する子と同居する場合

一律10万円



ふれあいタウンちよだの分譲地 を購入した場合

一律20万円



補助最高額 60万円

【お問い合わせ先】

千代田町役場 都市整備課 都市計画係
TEL 0276-86-7003（直通）